

(令和2年 月 日修正)

令和2年8月24日

独立行政法人農畜産業振興機構

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について

【令和2年度第1四半期】

令和2年4月から6月までの算出期間（令和2年度第1四半期）における、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（1）の規定により算出した標準的販売価格及び同（2）の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、その交付はありません。

記

算出期間	令和2年4月から6月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	42,671円/頭 (①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	<u>(誤) 33,154円/頭 (②)</u> <u>(正) 33,031円/頭 (②)</u>
肉豚1頭当たりの交付金単価 (参考)	— (①>②のため交付なし)

※ 表中の下線部は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金及び一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金が行う、配合飼料価格差補てん事業の令和元年度第4四半期及び令和2年度第1四半期に係る通常補てん積立金の免除を受け、修正した値

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課

担当：奈良、藤岡

電話：03-3583-1150

確定

肉豚経営安定交付金算定基礎 【令和2年度第1四半期】

(単位：円/頭)

標準的販売価格	(A)	42,671
標準的生産費	(B)	33,031
差額	(C) = (A) - (B)	9,640
交付金単価(参考)		(A) > (B) 交付なし

注：消費税抜きで算定しています。

(単位：円/頭)

区 分	令和2年度第1四半期 (令和2年4月～6月)
標準的販売価格	(A) = ① + ② 42,671
主産物価格	① = a × b 41,779
平均枝肉価格(円/kg)	a 544
平均枝肉重量(kg)	b 76.8
副産物価額	② 892
標準的生産費	(B) = ③ + ⑦ 33,031
飼料費、労務費その他の費用	③ = ④ + ⑤ + ⑥ 30,889
飼料費	④ 18,749
流通飼料費	18,748
麦類	25
とうもろこし	91
配合飼料	16,748
脱脂乳・人工乳	1,310
その他	574
牧草・放牧・採草費	1
その他の費用	⑤ 7,530
敷料費	101
光熱水料及び動力費	1,467
その他の諸材料費	48
獣医師料及び医薬品費	1,844
賃貸料及び料金	211
建物費	1,420
自動車費	287
農機具費	795
物件税及び公課諸負担	169
生産管理費	126
種付料	140
もと畜費	69
繁殖めす豚費	684
種おす豚費	86
支払利子	72
支払地代	11
労務費	⑥ 4,610
家族	3,791
と畜に係る経費	⑦ 2,142
参考	
自己資本利子	579
自作地地代	94

※ 表中の下線部は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金及び一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金が行う、配合飼料価格差補てん事業の令和元年度第4四半期及び令和2年度第1四半期に係る通常補てん積立金の免除を受け、修正した値

(参考) 肉豚経営安定交付金の算出方法について

1 標準的販売価格（主産物価格と副産物価額の合計）

(1) 主産物価格

農林水産省から取引価格が公表されている 25 市場において格付された豚枝肉（品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の平均枝肉価格（円/kg）に平均枝肉重量を乗じて得た額とします。なお、品質が著しく劣るものとして格付されたものには、公益社団法人日本食肉格付協会により「等外」として格付されたものが該当します。

(2) 副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費」の「副産物価額（事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥）」の額（内臓・原皮代は含まない。）とします。

2 標準的生産費（飼料費、労務費その他の費用、と畜に係る経費の合計）

(1) 飼料費、労務費その他の費用

農林水産省の「肥育豚生産費」の「費用合計（物財費（飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等）及び労働費）」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省の「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間（7 か月）の価格に物価修正します。

(2) と畜に係る経費

25 市場のと畜に係る経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1 日分相当）及び格付料）を各市場における並以上の取引成立頭数で加重平均して得た額とします。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

標準的販売価格及び標準的生産費の計算に当たって消費税及び地方消費税が含まれている項目については、その消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。